

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成28年3月1日発行(山梨県公報号外第八号)山梨県監査委員告示第一号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 監査対象団体  | 公益財団法人 やまなし文化学習協会  |  |
| 所管部(局)課 | 県民生活部 生涯学習文化課、県民生活・男女参画課(指定管理)   |  |
| 監査実施日   | 平成27年9月16日、17日   | 10月16日   |
|         | 監査の結果  | 講じた措置(又は今後の方針等)  |
|         | <p><b>[指摘事項]</b></p> <p>前回監査において、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具器具及び備品については、財務規程に基づき固定資産台帳を備えて管理することとなっているにもかかわらず、ネットワーク機器について固定資産台帳の作成及び登載がなく、減価償却が行われていなかったことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「ネットワーク機器について固定資産台帳に登載するとともに、平成25年度に固定資産として計上し減価償却を行った。」との回答があり、当該機器については所要の事務処理が行われていたが、今回の監査において、別の機器(ワイヤレスサーバー・ワイヤレスチューナーユニット)に同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。(ぴゅあ総合)</p> | <p>(措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>当該機器の金額を誤って税抜きの金額で判断してしまったものであるが、当該機器については、直ちに固定資産台帳の作成及び登載を行った。また、平成27年度決算において、固定資産として計上し減価償却を行うこととする。</p> <p>今後は、指摘事項を含めた備品購入にかかる点検事項のチェック表を作成し、職員へ周知徹底していくとともに、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の遂行および再発防止に努めていく。</p>  |
|         | <p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 ネットワーク機器について、前回監査に基づき固定資産台帳に登載するとともに平成25年度に固定資産として計上し減価償却を行っていたが、耐用年数について10年のところを5年とする誤りがあり、平成26年度の減価償却費が過大に計上されていた。また、過年度の減価償却費が計上されていなかったため、期末帳簿価額が過大となっていた。(ぴゅあ総合)</p> <p>2 普通預金口座に入金された利用料金3,780円について、決算日の3月31日に残高として残っ</p>  | <p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>ネットワーク機器について、通信機器の耐用年数についての理解と確認が不十分であったため、耐用年数を5年としていたが、固定資産台帳の耐用年数、減価償却費、帳簿価額を直ちに修正した。</p> <p>また、平成27年度末においては、減価償却費の過年度訂正分と適正な減価償却費を計上することとする。</p> <p>今後は、会計士などにも十分確認した上で、固定資産台帳へ登載し、適正な事務処理に努める。</p> <p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>出先機関と本部双方において入金状況を</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>ていたが、貸借対照表において普通預金として計上せず、未収金として計上していた。（ぴゅあ富士）</p> <p>3 郵便切手類受払簿について、払い出しや使用先の記載がもれているもの及び当月末残と翌月の前月繰越残が相違しているものがあった。（ことぶき勸学院）</p> <p>4 財務規程第17条の3に「即日に処理できない現金については、金庫に保管し迅速に処理するものとする。ただし、収納した金額が3万円に達するまでは、7日分までの金額を取りまとめて払い込むことができる。」と規定されているが、双葉ふれあい文化館の利用料金の現金及び森の教室の参加費の現金について、7日を超えて払い込まれているものがあった。また、双葉ふれあい文化館の利用料金の現金については、3万円を超えた時点で迅速に払い込まれていないものがあった。（双葉ふれあい文化館）（森の教室）</p> <p>5 ぴゅあ3館及び双葉ふれあい文化館の利用料金収益の会計年度所属区分については、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、利用日の属する会計年度で処理している。しかし、財務規程においては、「収入の会計年度所属は、これを領収した日の属する年度」と規定し、利用料金等に関する事務取扱要綱では、「利用料金の会計年度所属は、利用料金明細通知書を発するものは、当該明細通知書を発した日の属する年度」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。（ぴゅあ3館）（双葉ふれあい文化館）</p> <p>6 平成26年度の修繕費として未払金に計上した、照明交換工事、LED交換修繕工事及び玄関タイル修繕工事の費用について、次のとおり、不適切な処理が認められた。</p> | <p>確認しているが、計上の処理を誤ってしまったため、監査終了後、伝票を訂正しました。</p> <p>今後は、公益法人会計基準に基づき、決算日に残高として残った利用料金については、未収金とせず、普通預金として計上処理するよう職員へ周知徹底を図るとともに、入金状況について出先機関と本部が連携しながら確認を徹底していく。</p> <p>3（措置の対応状況及び再発防止策等）<br/>郵便切手類受払簿については、記載内容のチェック体制が不十分であったことから、記載漏れ等の誤りが生じてしまったが、直ちに記載漏れの記入及び修正を行った。<br/>今後は、当月末の残高等について、複数の職員で確認し、管理の徹底を図っていく。</p> <p>4（措置の対応状況及び再発防止策等）<br/>双葉ふれあい文化館及び森の教室の現金収入については、定期的に職員が本部へ持参していたが、勤務体制や距離が離れているなどの理由で期限を超えてしまう事例が発生してしまった。<br/>指導事項については、財務規程を遵守するよう職員へ周知徹底を行った。<br/>今後の現金の取り扱いについては、現金出納簿により複数での確認を徹底していく。</p> <p>5（措置の対応状況及び再発防止策等）<br/>協会財務規程及び利用料金等に関する事務取扱要綱が、新公益法人会計基準を反映しているかの確認を怠ってしまった。<br/>現行における収入の会計年度処理は、新公益法人会計基準に基づき行っているため、同会計基準が反映されるよう、平成28年3月3日の理事会において財務規程及び利用料金等に関する事務取扱要綱の改正を行った。</p> <p>6（措置の対応状況及び再発防止策等）</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>( 1 ) 上記 3 件の工事について、検収日が実際の完成確認日ではなく、請求日の日付となっていた。</p> <p>( 2 ) 照明交換工事は、遅延により平成27年4月10日の完成となったため、平成26年度の未払金とせず、完成した日の属する年度の支出とすべきであった。</p> <p>( 3 ) L E D 交換修繕工事の納品書及び請求書に日付の記載がなく、修繕工事日が確認できなかった。</p> <p>( 4 ) 玄関タイル修繕工事の請求書に修繕工事日の日付がなく、修繕工事日が確認できなかった。また、玄関タイル修繕工事のうち外部通路タイル部分補修工事について、「山梨県立男女共同参画推進センターの管理に関する基本協定書」第18条第3項の規定に基づく県の承認を受けていなかった。(ぴゅあ総合)</p> <p>7 印刷機及び紙折り機(付加装置)の賃貸借料金の不足分について、4月1日付けで管理費の消耗品費から流用しているが、財務規程第14条第3項に定める予算流用伺いが起案されていなかった。(山梨県生涯学習推進センター)</p> <p>8 印刷機インク等の請求書に請求日付のないものが複数あった。<br/>(山梨県生涯学習推進センター)</p> <p>9 複写サービスに関する契約書において、財務</p> | <p>( 1 ) L E D 交換修繕及び玄関タイル修繕については、平成 26 年度中に完了していたが、請求書の検査検収日を誤って請求日としてしまった。<br/>       今後は、指導事項にかかるチェックポイントをまとめて職員に配布し、適正な事務処理が行えるよう複数での確認を徹底していく。</p> <p>( 2 ) 当該工事については、平成 26 年度内に完了する予定であったため、会計処理を誤ってしまった。<br/>       今後は、公益法人会計基準に基づき、完成した日の属する年度での会計処理を行うよう職員へ周知した。</p> <p>( 3 ) 請求書の日付記載の確認について、職員への周知徹底が不十分であったが、今後は、指導事項にかかるチェックポイントをまとめて職員に配布し、適正な事務処理が行えるよう複数での確認を徹底していく。</p> <p>( 4 ) 請求書の修繕工事日の記載確認について、職員への周知徹底が不十分であったが、請求書の修繕工事日の確認は、適正な事務処理が行えるよう複数での確認を徹底していく。<br/>       また、今回の修繕に係る協定書に基づく県の承認は、県所管課に内容を説明し、事後となってしまったが承認を得た。<br/>       今後は、不具合箇所の早期把握に努め、内容や金額に応じて、県所管課との調整を早めに行うこととする。</p> <p>7 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>       予算の流用を行う際の事務処理手順について、職員への周知徹底が不十分であったため、今後は、事務処理フローを作成し、職員に周知するとともに、支払いまでの事務処理の中で複数での確認を徹底していく。</p> <p>8 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>       請求書の日付記載の確認について、職員への周知徹底が不十分であったため、今後は、指導事項にかかるチェックポイントをまとめて職員に配布し、適正な事務処理が行えるよう複数での確認を徹底していく。</p> <p>9 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>規程第44条及び業務委託仕様書の管理運営基準に基づき、記載すべき契約保証金免除条項及び暴力団排除条項の記載がなかった。<br/>(山梨県生涯学習推進センター)</p> <p>10 平成26年4月から高速道路利用料金を通勤手当の支給対象としているが、支給可能な根拠規定が協会職員給与規程に明記されていなかった。</p>   | <p>契約書に記載すべき事項についての周知が不十分であったことから、今後は、チェック項目をまとめて職員に配布し、確認を徹底していく。</p> <p>10 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>手当の支給についての決裁処理は行っていたが、協会職員給与規程に明記していなかったため、平成28年3月3日の理事会において同規程の一部を改正し、高速道路料金の支給規定を明記した。</p> |
| <p><b>(意見)</b><br/>今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項1件については、固定資産の取扱いについて前回指導事項と同様の内容の不備であり、前回の監査結果が、協会の事務改善に結び付かなかったことは遺憾である。<br/>協会は、多数の施設を運営しており、現場の裁量で行う事務処理も多いと考えられるが、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。</p> | <p>固定資産の取り扱いについては、今後は、不備を繰り返さないよう、点検事項のチェック表を作成し、職員へ周知徹底していくとともに、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の遂行および再発防止に努めていく。<br/>また、会計処理における確認項目や処理手順について協会全体で徹底するとともに、常に複数の職員が確認を行う体制とし、適正な事務処理を行っていく。</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
| 監査対象団体   | 公立大学法人 山梨県立大学  |  |
| 所管部(局)課  | 県民生活部 私学・科学振興課   |  |
| 監査実施日  | 平成27年9月3日、4日 10月13日  |  |
| 監査の結果  | 講じた措置(又は今後の方針等)  |  |
| <p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 会計事務取扱規程第31条に定められている月次報告書に添付する書類のうち、予算差引簿の作成・添付がされていなかった。</p> <p>2 大学所蔵の図書資料について、図書館資料管理要項第10条に定める除籍等の処理方法に不備や誤りがあったため、貸借対照表への図書資産の計上額と図書システムによる図書資産台帳の残高に差異があった。</p> <p>3 小口現金について、小口現金取扱要項第7条に「毎日の小口現金出納業務終了後、小口現金の受払を小口現金出納帳(様式第3号)</p> | <p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>予算差引簿の出力が膨大な量となるため添付していなかったが、予算差引簿を項目別に出力するためのシステム改良を行ない平成28年1月から添付している。</p> <p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>図書システムと総務課所管の財務会計システム間において、処理方法の統一を図ったところ、平成27年度購入分の図書資産の増加額と図書資産台帳の増加額は一致した。今後は、平成27年度以前の残高の差異をすみやかに解消するとともに、四半期ごとに両システムにおける図書資産残高の確認を行う。</p> <p>3 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>小口現金については取扱要項に基づき、毎日、記帳と残高照合を行い、記入漏れが</p> |  |

|  |   |            |            |            |    |        |     |    |        |       |        |         |         |        |         |   |
|--|---|------------|------------|------------|----|--------|-----|----|--------|-------|--------|---------|---------|--------|---------|---|
| <p>に記帳し、小口現金の現在高と帳簿残高との照合をしなければならない。」と規定されているが、照合されていないものがあった。</p> <p>また、釣り銭資金について、釣り銭資金取扱要項第5条に「釣り銭資金保管簿を備え、毎日翌日に繰り越す釣り銭資金の手許有高を記載しなければならない。」と規定されているが、記載されていないものがあった。</p> <p>4 エレベーター保守管理業務委託について、契約書等が作成されていなかった。</p> <p>5 預り金の出納について、不適切な事務処理があった。</p> <p>所得税</p> <table border="0"> <tr> <td>退職手当控除の未納付</td> <td>2件</td> <td>1,171,902円</td> </tr> <tr> <td>報酬から控除の未納付</td> <td>1件</td> <td>5,243円</td> </tr> <tr> <td>過納付</td> <td>3件</td> <td>9,258円</td> </tr> </table> <p>社会保険料</p> <table border="0"> <tr> <td>健康保険料</td> <td>控除過不足分</td> <td>39,021円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険料</td> <td>控除過不足分</td> <td>42,335円</td> </tr> </table> <p>6 JR で通勤し回数券の金額で支給している教員の通勤手当の認定に誤りがあり、過大に支給されていたものがあった。</p> <p>7 私用自動車を利用した旅行において、通勤手当との調整に誤りがあり、過大に支給されていたものがあった。</p> <p>8 通勤届に通勤経路の記載がないものがあった。</p> | 退職手当控除の未納付  | 2件         | 1,171,902円 | 報酬から控除の未納付 | 1件 | 5,243円 | 過納付 | 3件 | 9,258円 | 健康保険料 | 控除過不足分 | 39,021円 | 厚生年金保険料 | 控除過不足分 | 42,335円 | <p>ないようチェックをしている。また、釣り銭資金についても、取扱要項に基づき、毎日保管簿への記載を行い、チェックをしている。</p> <p>4（措置の対応状況及び再発防止策等）<br/>3年間の長期継続契約であったため、担当者が再契約を失念していた。委託契約一覧表を作成し、漏れのないようチェックを行うこととした。</p> <p>5（措置の対応状況及び再発防止策等）<br/>職員の預り金出納事務への理解不足により、所得税等に未納金及び過納金が生じた。所得税の未納付分は平成27年10月に納付済み。その他については平成28年3月23日に処理を完了した。業務スケジュール管理表を作成し、適正な事務処理に努めている。</p> <p>6（措置の対応状況及び再発防止策等）<br/>通勤手当の積算の際、担当者が数字の転記ミスをしていた。平成27年11月に戻入措置を行なった。通勤手当認定に当たって、複数職員によるさらなるチェック強化を図っている。</p> <p>7（措置の対応状況及び再発防止策等）<br/>担当者が通勤調整を失念していた。平成27年10月に戻入措置を行うとともに、職員の通勤方法リストを作成し、複数職員によるさらなるチェック強化を図っている。</p> <p>8（措置の対応状況及び再発防止策等）<br/>担当者が通勤経路の記載がないことを見落としていた。監査後、該当職員が直ちに記載を行なった。記載事項に漏れのないよう複数職員によるさらなるチェック強化を図っている。</p> |
| 退職手当控除の未納付   | 2件  | 1,171,902円 |            |            |    |        |     |    |        |       |        |         |         |        |         |   |
| 報酬から控除の未納付   | 1件  | 5,243円     |            |            |    |        |     |    |        |       |        |         |         |        |         |   |
| 過納付  | 3件  | 9,258円     |            |            |    |        |     |    |        |       |        |         |         |        |         |   |
| 健康保険料  | 控除過不足分  | 39,021円    |            |            |    |        |     |    |        |       |        |         |         |        |         |   |
| 厚生年金保険料  | 控除過不足分  | 42,335円    |            |            |    |        |     |    |        |       |        |         |         |        |         |   |
| <p><b>（意見）</b></p> <p>経済・社会のグローバル化、少子高齢化の進行など、大学を取り巻く環境が大きく変化する中、県が示した第2期中期目標(平成28年度～</p>  | <p>・第2期中期目標への取り組み<br/>県から示された第2期中期目標の達成のため、その中期目標期間においての中期計</p> |            |            |            |    |        |     |    |        |       |        |         |         |        |         |   |

|  |  |
|--|--|
| <p>平成33年度)の達成に向け、引き続き、地域の産業振興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に取り組むとともに、地域の課題解決に貢献できる優秀な人材の地域への供給など、新たに策定する中期計画の着実な推進に取り組まれない。</p> <p>特に、少子高齢化、人口減少等を始めた地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域連携プロジェクトを推進し、地域との連携を強化するとともに、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保や拡充等、自己収入の増加のための活動を積極的に進めることにより財務内容の改善に努められたい。</p> <p>また、今回の監査において、前回指導事項とした図書資産の計上額と台帳上の残高の差異について一部改善にとどまっていた件を含め、8件を指導事項とした。これらは、基本的な事務における確認不足などによるものであるが、職員は、一人一人が県立の大学の運営に携わっているということを常に自覚しながら、適切な事務処理の執行に努めるとともに、チェック体制等の再確認や事務職員の育成等に取り組まれない。</p> | <p>画及び各年度で実施する年度計画を策定した。第1期の実績をもとに、日本や広く世界の動向を把握し、そのニーズに的確に答えることが必要だと考える。法人化した県立大として、その存在意義をさらに明確化し、県民の要請に答えられる自由闊達な(知)の拠点として、より強く大学カラーを示しながら「質の高い」「個性のある」大学を創り上げていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少等地域連携プロジェクト <p>平成27年11月より県内外の12大学が参加する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」を実施している。この事業は若者に魅力ある就職先を地域で創出・開拓するとともに、実践的な地域志向人材を育成することとし、5年間で地元就職率8.3ポイント増を掲げている。本学は「地域教養」に関する幹事大学として、観光、ものづくり、子育て支援等、地方創生に向けた教育研究活動を積極的に推進している。</p> </li> <li>・自己収入増加のための活動 <p>外部資金獲得に向けた研修会の開催時期や回数を工夫することにより、申請者の応募しやすい環境づくりに取り組んでいる。また、受託研究・受託事業については「地域研究交流センター」や「地域総合戦略センター」が中心となり、受託研究等獲得に向けて、県内自治体に対し働きかけを行っていく。</p> </li> <li>・事務職員の育成等 <p>学内外の研修へ積極的に参加をするとともに、他大学と連携したネットワーク型職務内容改善(SD)を活用した、体系的で実践的な研修制度を構築し、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員の育成に努める。</p> </li> </ul> |
|--|--|

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| 監査対象団体        | 地方独立行政法人 山梨県立病院機構                                |  |
| 所管部(局)課       | 福祉保健部 医務課  |  |
| 監査実施日         | 平成27年10月13日、14日                                  | 11月16日   |
|               | 監査の結果  | 講じた措置(又は今後の方針等)  |
| <b>[指摘事項]</b> | <p>前回監査において、予算執行表の支出予算の項又は目の科目に、執行額が予算額を超えてい</p> | <p>(措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>         前回監査での指導を受け、規程の改正の</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>るものがあり、実質的に支出予算の各項又は各目の金額が流用されていたが、会計規程第14条第2項又は第3項に規定する予算流用申請書の作成及び理事長の決定がされていなかったことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「今後、他の地方独立行政法人の処理方法等を確認したうえで、現状の事務処理に沿うよう規程改正を行う等の検討を進めていく。」との回答があったが、今回の監査においても状況の変化はなく同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。また、執行額に対して予算総額が不足する状況にあったが、同規程第12条第1項に基づく当初予算の変更がなされていなかった。</p> | <p>必要性など、他県の地方独法等に聞き取りを行うなど見直しの検討を進めてきた。</p> <p>今年度についても執行額が予算額を超える見込みであったことから、機構理事会において、これまでに2回(12月、3月)予算の変更を行った。</p> <p>今後は、常に予算額と執行額の把握に努め、必要に応じて、予算の変更及び流用など会計規程どおりの適切な予算管理を行っていく。</p>   |
| <p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 有価証券(債券)の未収利息を計上しているが、日数計算の誤りにより、未収利息が過大計上となっていた。</p> <p>2 医薬品の実地棚卸において、棚卸差異が多額に発生しているが、予備監査日現在まで原因追及がされていなかった。</p>   | <p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>有価証券の未収利息については、新規に取得した有価証券を除き、前年度と同じ額を計上していたことによるもの。</p> <p>今後は、毎年度、利息の再計算を行い適正な額を計上する。</p> <p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>監査日当日の資料に記載のあった「棚卸高-帳簿現在高」の欄の金額は、実地棚卸高と帳簿残高の差異である「棚卸差異」ではなく、病棟における一週間の使用額を記載したものであることが明らかになりました。</p> <p>このため、平成26年度の薬剤部内の倉庫並びに調剤室、外来及び各病棟の実地棚卸の結果を再度確認しました。</p> <p>この結果、薬剤部内の倉庫では物流管理システムの在庫量と実地棚卸量は一致しており、薬剤部内の調剤室、外来及び各病棟では実在庫量を期末在庫としていたため、棚卸差異は発生していませんでした。</p> <p>また、当院では医薬品の受入れ、払出し及び管理に当たっては、引き続き薬品の種別に応じて適正な管理を行っていきます。</p> <p>具体的には、麻薬については法律で定められた管理を行い、向精神薬及び劇薬については帳簿による管理又は他の医薬品と区分した管理を引き続き行っていきます。</p> <p>さらに、医薬品の実地棚卸に当たっては、病院内の薬剤師、看護師のみならず、会計監査人が実地棚卸に立ち会うとともに、事</p> |

|  |       |               |               |     |       |              |   |      |       |               |  |      |              |     |       |              |  |      |             |
|--|-------|---------------|---------------|-----|-------|--------------|---|------|-------|---------------|--|------|--------------|-----|-------|--------------|--|------|-------------|
| <p>3 長期未収金が次のとおり認められた。(決算日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>中央病院</td> <td>医業未収金</td> <td>259,703,206 円</td> </tr> <tr> <td>北病院</td> <td>医業未収金</td> <td>19,519,868 円</td> </tr> </table> <p>4 消費税の中間申告納付において、納付期限を過ぎて納付したものがあり、延滞税 6,400 円を支払っていた。</p> <p>5 契約書の記載について、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 単価契約である「北病院除雪業務委託契約書」について、予定数量の記載がなかった。また、違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>(2) 単価契約である「臨床検査業務委託契約書」について、予定数量の記載がなかった。</p> <p>(3) 医療用医薬品の購入に関する単価契約書において、契約保証金を免除していたが違約金に関する事項が記載されていなかった。また、予定数量の記載がなかった。</p> <p>(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託契約書及び産業廃棄物処理委託契約書(収集・運搬)において、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項の記載がなかった。</p> <p>6 平成 26 年度山梨県 N I C U 入院児退院支援コーディネーター事業費補助金について、法定福利費の積算に誤りがあり、過小に実績報告</p> | 中央病院  | 医業未収金         | 259,703,206 円 | 北病院 | 医業未収金 | 19,519,868 円 | <p>務職職員も立ち会うことなどにより、的確な実地棚卸を実施し、期末在庫量の適正な把握に努めていきます。</p> <p>3 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>長期未収金残高(H28.2.29 現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>中央病院</td> <td>未収金残高</td> <td>240,146,207 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回収済額</td> <td>19,556,999 円</td> </tr> <tr> <td>北病院</td> <td>未収金残高</td> <td>17,643,340 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回収済額</td> <td>1,876,528 円</td> </tr> </table> <p>医業未収金については、文書等で督促しているが、発生から 1 年が経過したものは弁護士事務所と締結している未収金回収業務委託により、引き続き未収金残額の低減を図っている。</p> <p>また、中央病院では、平成 27 年 6 月から、初期段階での請求を強化(督促状送付:発生から 1 ヶ月以内 発生から半月以内)するとともに、発生から 3 ヶ月経過したのものには連帯保証人にも請求を開始した。</p> <p>4 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>担当者が納期限を失念していたため、納期限内に納付できず延滞税が発生した。</p> <p>今後は、事務の管理を徹底し、納付期限の遵守に努めた事務処理を行っていく。</p> <p>5 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>従来の契約書を継続して使用していたため、予定数量や契約、保証金等の記載漏れが生じた。</p> <p>今後は、契約書作成担当者及び経理担当者が相互確認を行い、予定数量及び必要な項目等の記載の不備がないよう徹底していく。</p> <p>6 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>補助金申請にあたり、内容の確認不足から対象経費の支出額の算出に誤りがあった</p> | 中央病院 | 未収金残高 | 240,146,207 円 |  | 回収済額 | 19,556,999 円 | 北病院 | 未収金残高 | 17,643,340 円 |  | 回収済額 | 1,876,528 円 |
| 中央病院   | 医業未収金 | 259,703,206 円 |               |     |       |              |   |      |       |               |  |      |              |     |       |              |  |      |             |
| 北病院  | 医業未収金 | 19,519,868 円  |               |     |       |              |   |      |       |               |  |      |              |     |       |              |  |      |             |
| 中央病院   | 未収金残高 | 240,146,207 円 |               |     |       |              |   |      |       |               |  |      |              |     |       |              |  |      |             |
|  | 回収済額  | 19,556,999 円  |               |     |       |              |   |      |       |               |  |      |              |     |       |              |  |      |             |
| 北病院  | 未収金残高 | 17,643,340 円  |               |     |       |              |   |      |       |               |  |      |              |     |       |              |  |      |             |
|  | 回収済額  | 1,876,528 円   |               |     |       |              |   |      |       |               |  |      |              |     |       |              |  |      |             |

|  |  |
|--|--|
| <p>を行っていた。</p>   | <p>ことによるものであり、その結果、本来受領すべき補助金額より合計 5,909 円の補助金を過小受領した。</p> <p>今後は、適正な対象経費の支出額の算定を徹底する。</p>   |
| <p><b>(意見)</b></p> <p>県が示した第2期中期目標(平成27年度～平成31年度)を達成するため、引き続き県民の健康と生命を守る基幹病院として、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、政策医療を確実に実施するとともに、地域の医療機関との連携を一層強化するなど、医療を取り巻く環境の変化と多様化する県民の医療ニーズに的確に対応し、中期計画の着実な推進に取り組まれない。</p> <p>また、今回の監査において、執行額が予算を超過する場合の手続きについて、前回の指導事項が改善されていなかったことを指摘した。自ら定めた会計規程を遵守せず、予算管理が適正に行われていない状況が放置されていたことは、極めて遺憾である。このほか、6件が指導事項とされたことも含め、迅速かつ適正な改善を図るとともに、業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努め、今後とも県立の病院として、県民に信頼され県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう業務運営の改善等に取り組まれない。</p> <p>なお、機構の減価償却の方法は、平成19年度税制改正前の旧定額法に基づき、取得価額の5%まで償却を行っている。しかしながら、この方法は、耐用年数を経過した時点での資産価値の実態を反映しているわけではないため、改正後の償却方法により残存価額は1円(備忘価額)とすることを検討されたい。</p> | <p>県が策定した中期目標を達成するために、その中期目標に定められた政策医療の確実な実施、医療の質の一層の向上及び経営基盤の安定化に向け、機構においても第2期中期計画(平成27年度～平成31年度)を策定しており、引き続き山梨県の基幹病院として、多様化する県民の医療ニーズに対応するため、今後も、職員一丸となって、その実現に向け取り組んでいく。</p> <p>今回の監査結果を真摯に受け止め、指摘等された事項については早急に改善を図り、県民に信頼される医療機関として、業務運営の改善等に積極的に取り組んでいきたい。</p> <p>なお、減価償却方法の変更については、機構の会計監査人とも協議し検討していきたい。</p> |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 監査対象団体  | 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団   |  |
| 所管部(局)課   | 福祉保健部 福祉保健総務課、障害福祉課(指定管理)   |  |
| 監査実施日   | 平成27年9月29日、30日 11月2日  |  |
| 監査の結果   | 講じた措置(又は今後の方針等)   |  |
| <p><b>[指摘事項]</b></p> <p>1 前回監査において、</p> <p>(1)軽油、灯油及びA重油の予定価格について、市場価格等から積算した算出価格に対し、契約担当者は、明確な根拠がないまま予定価格を高く設定していたこと</p> <p>(2)軽油に係る予定価格の積算において、軽油</p> | <p>1(発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の引継ぎが不十分であり、さらに施設内での周知が徹底されていなかったことにより、同様の処理を行ってしまった。また、複数職員による確認が徹底されていなかった。</p> |  |

|  |   |
|--|---|
| <p>引取税も含めて消費税を算出していたこと<br/> (3)レギュラーガソリン、軽油及び灯油の各契約書に予定数量の記載がなかったことから、指導事項とした。<br/> この監査結果に基づく措置状況において、<br/> 「(1)燃料の予定価格については、市場価格調査機関の情報等に基づき積算する。(2)軽油の予定価格については、軽油引取税を除いた単価で積算する。(3)予定数量を記載可能な場合は、記載することとした。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、前回指導事項としたことが改善されていなかった。(きぼうの家)</p>  | <p>(措置の対応状況等)<br/> (1)については、石油情報センターのホームページから市場価格情報を入手し、燃料の予定価格の算出根拠とした。<br/> (2)については、軽油の予定価格を軽油引取税を除いた単価で積算した。<br/> (3)については、契約を行う前年度の実積数量を基に記載した。<br/> (再発防止策)<br/> 今回の指摘を受け、平成27年11月5日、本部事務局担当者が施設にて契約手続きの指導を行うとともに、平成27年12月8日、事務担当者会議を開催し、入札・契約手続き等に関する事務処理について再度、各施設管理担当者に対し周知徹底した。また、施設においては今後、入札、契約を行う前に、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p>   |
| <p>2 前回監査において、新規土地購入既存施設解体工事請負他2件の契約書に、経理規程第59条に基づく契約保証金に関する条項が記載されていなかったことから、指導事項とした。<br/> この監査結果に基づく措置状況において、<br/> 「今後は、事業団経理規程施行細則第30条の規定に基づき、「保証金の免除」を記載する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、一般廃棄物処理業務委託契約書及び電動ベッド等の物品売買契約書に同様の事案があり、前回指導事項としたことが改善されていなかった。また、一般廃棄物処理業務委託契約書については、貼付消印されていた収入印紙の金額に誤り(不足)があった。(桃源荘)(サテライト桃源荘)</p> | <p>2 (発生原因の検証結果)<br/> 担当者の理解が不十分であり、さらに施設内での周知が徹底されていなかったことにより、同様の処理を行ってしまった。また、複数職員による確認が徹底されていなかった。<br/> (措置の対応状況等)<br/> 契約書の作成については、業者に「保証金の免除」について事業団経理規程施行細則第30条により、契約担当者が、その必要がないと認めるときは免除できることを伝えたと共に、今後記載することを徹底した。また、収入印紙については追加の印紙の貼付を行った。<br/> (再発防止策)<br/> 平成27年12月8日、事務担当者会議を開催し、入札・契約手続き等に関する事務処理について各施設管理担当者に対し周知徹底した。<br/> また、施設においては今後、契約書の内容及び収入印紙の額について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p> |
| <p>3 前回監査において、新館吸収冷温水機応急修理工事において、経理規程施行細則第41条に定める検収並びに所定書類への検収年月日及び職氏名の記載、押印が行われていなかったことから、指導事項とした。</p>  | <p>3 (発生原因の検証結果)<br/> 前回の指摘事項に対する改善策について施設内での周知が徹底されていなかったことにより、同様の処理を行ってしまった。また、複数職員による確認が徹底されてい</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>この監査結果に基づく措置状況において、「今後は、事業団経理規程施行細則第41条の規定に基づき、検収を行う。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、サービスワゴンの購入において同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。（サテライト桃源荘）</p>   | <p>なかった。<br/> （措置の対応状況等）<br/> 物品の検収については、受領者がその場で確実に処理するよう、再度周知徹底を図った。<br/> （再発防止策）<br/> 平成27年12月8日、事務担当者会議を開催し、入札・契約手続き等に関する事務処理について各施設管理担当者に対し周知徹底した。<br/> また、施設においては今後、検収時における記載事項及び押印について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p>   |
| <p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 平成26年度中に処分した焼却炉他7点の固定資産について、固定資産処分損が計上されていなかった。（桃源荘）</p> <p>2 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。（本部事務局）</p> <p>3 郵便切手及び収入印紙の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。（桃源荘）</p> <p>4 貯蔵品のうち、漂白剤の期末残高の計算において、単価に誤りがあり110,676円が過大に計上されていた。（桃源荘）</p> | <p>1（発生原因の検証結果）<br/> 固定資産廃棄処分の決裁を受けていたが、管理担当者の確認ミスにより、会計上の処分手続きが行われていなかった。<br/> （措置の対応状況等）<br/> 平成27年度会計において、構築物売却損・処分損および器具及び備品売却損・処分損として処理をした。<br/> （再発防止策）<br/> 固定資産の廃棄に伴う処理については、固定資産管理台帳からの除却及び会計処理について同時に行い、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p> <p>2、3（発生原因の検証結果）<br/> 社会福祉法人会計基準における「重要性の原則」の適用により、通常消費する程度の郵便切手等金券については資産計上の必要は無いとの見解を示しているため、受払簿による残高確認の徹底をすることにより、資産としての計上はしていなかった。<br/> （措置の対応状況等）<br/> 平成27年度決算時に貸借対照表に資産として計上する。<br/> （再発防止策）<br/> 転売等の不正防止のため、引き続き日常的な管理を徹底するとともに、毎年度末の保有残高について資産計上を行っていく。</p> <p>4（発生原因の検証結果）<br/> 棚卸しにおける貯蔵品の期末残高を計算する際、予算単価にて計算を行ってしまったため、実際の取引金額と差異が生じ、過大な計上となってしまった。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>5 平成27年3月分電気料のうち、49,013円を未払金に二重計上したため、水道光熱費が過大に計上されていた。(サテライト桃源荘)</p> <p>6 燃料(灯油、A重油)の契約書の記載について、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) A重油の契約において、契約書第5条第2項に「請求額は、第1条に定める単価に納入量に乗じた金額に、当該金額100分の8に相当する額を加算した金額とする。」とあるため、契約書第1条で税抜金額による単価を定めているが、単価 94.8円の後「(内取引に係る消費税額7.58円)」との不要な文言が記載されていた。</p> <p>(2) 灯油の契約において、単価は税込金額で定めており、契約書第1条に「単価 97.2円(内取引に係る消費税額 7.2円)」とあるが、契約書第5条第2項に「請求額は、第1条に定める単価に納入量に乗じた金額に、当該金額100分の5に相当する額を加算した金額とする。」との不要な文言が記載されていた。</p> <p>(3) 灯油、A重油の契約において、経理規程第</p> | <p>(措置の対応状況等)<br/>平成27年10月1日付で訂正伝票を起票した。</p> <p>(再発防止策)<br/>貯蔵品の期末残高の計算における単価は、時勢における実単価をもって計算する。また、棚卸しの金額については、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p> <p>5 (発生原因の検証結果)<br/>未払金の決算仕訳の際、間違っ二重計上してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)<br/>決算後、間違いに気付いたため平成27年4月1日付で訂正伝票を起票した。</p> <p>(再発防止策)<br/>決算時、財務諸表及び附属明細書の整合性について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p> <p>6</p> <p>(1) (発生原因の検証結果)<br/>契約書の確認を怠ったことにより、不要な文言を削除しないまま契約書を作成してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)<br/>契約書第1条で税抜金額による単価を定めているので、単価の後の「(内取引にかかる消費税額)」は削除した。</p> <p>(再発防止策)<br/>契約を行う際、契約書の内容について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p> <p>(2) (発生原因の検証結果)<br/>契約書の確認を怠ったことにより、不要な文言を削除しないまま契約書を作成してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)<br/>契約書第5条第2項の「請求額は、第1条に定める単価に納入量に乗じた金額に、当該金額100分の5に相当する額を加算した金額とする」という部分を削除した。</p> <p>(再発防止策)<br/>契約を行う際、契約書の内容について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p> <p>(3) (発生原因の検証結果)</p> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>59条及び経理規程施行細則第32条に基づく<br/>違約金条項が設けられていなかった。（き<br/>ぼうの家）</p> <p>7 契約書の記載について、次のとおり不備があ<br/>った。</p> <p>(1) ガソリン・軽油・灯油について、単価契約<br/>の契約書に予定数量及び契約保証金に関す<br/>る条項が記載されていなかった。また、契約<br/>日（4月1日）より後に支出負担行為伺いを<br/>行っていた。</p> <p>(2) 再リースした公用車のメンテナンス料に係<br/>る支出について、支出負担行為伺いを行うべ<br/>きところ、契約日より後に処理票で行ってい<br/>た。</p> <p>(3) 介護実習委託契約書の締結について、契約<br/>日（4月1日）より後に起案を行っていた。<br/>また、収入印紙が貼付されていなかった。</p> <p>(4) 一般廃棄物収集運搬委託契約書及びエネル</p> | <p>契約書の確認を怠ったことにより、経理<br/>規程第59条及び経理規程施行細則第32条に<br/>基づく違約金条項が設けられていないまま<br/>契約書を作成してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>経理規程第59条及び経理規程施行細則第<br/>32条に基づき違約金条項を設けた。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>契約を行う際、契約書の内容について、<br/>複数職員による確認を徹底し、再発の防止<br/>に努める。</p> <p>7</p> <p>(1) (発生原因の検証結果)</p> <p>契約書の確認を怠ったことにより、予定<br/>数量及び契約保証金に関する条項が記載さ<br/>れていないまま契約書を作成してしまっ<br/>た。</p> <p>また、複数職員による確認の不十分によ<br/>り、契約の処理手順等について間違った処<br/>理を行ってしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>ガソリン・軽油・灯油等について、単価<br/>契約を行う際には、契約書の予定数量の欄<br/>に前年度の使用実績を基に算出した予定数<br/>量を記載するとともに、契約保証金に関す<br/>る条項を追加する。また、契約に係る事務<br/>手続き等については経理規程及び施行細則<br/>に基づいた適正な処理を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今回の指摘を受け、平成27年11月10日、<br/>本部事務局担当者が施設にて契約手続きの<br/>指導を行うとともに、平成27年12月8日、事<br/>務担当者会議を開催し、入札・契約手続き<br/>等に関する事務処理について再度、各施設<br/>管理担当者に対し周知徹底した。また、施<br/>設においては今後、入札、契約を行う前に、<br/>複数職員による確認を徹底し、再発の防止<br/>に努める。</p> <p>(2)、(3)、(4)</p> <p>(発生原因の検証結果)</p> <p>複数職員による確認の不十分により、契<br/>約の処理手順等について間違った処理を行<br/>ってしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>契約に係る事務手続き等については経理<br/>規程及び施行細則に基づいた適正な処理を</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>ギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定建築物の定期報告に係る経費についての請書に収入印紙が貼付されていなかった。また、一般廃棄物収集運搬委託契約書には契約保証金に関する記載がなく、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定建築物の定期報告に係る経費についての請書には日付の記載がなかった。（豊寿荘）</p> <p>8 平成27年3月に行われた、サテライト桃源荘竣工式に係る業務委託の支出負担行為伺いの支出限度額及び予定価格調書の予定価格を算出する際の消費税率が、5%で計算されていた。また、見積書点検表に記載されている見積金額が、消費税込みの金額となっていた。（本部事務局）</p> <p>9 賞与引当金については、賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費の合計額を計上していたが、事業団の経理規程又は施行細則に、法定福利費を含める旨の規定がなかった。また、財務諸表の注記における賞与引当金の計上基準についても、法定福利費を含める旨の記載がなかった。（本部事務局）</p> | <p>行う。</p> <p>（再発防止策）<br/> 今回の指摘を受け、平成27年11月10日、本部事務局担当者が施設にて契約手続きの指導を行うとともに、平成27年12月8日、事務担当者会議を開催し、入札・契約手続き等に関する事務処理について再度、各施設管理担当者に対し周知徹底した。また、施設においては今後、入札、契約を行う前に、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p> <p>8（発生原因の検証結果）<br/> 前回使用したデータにより書類を作成した際、自動計算となっていた消費税率を修正しないまま書類の作成を行ってしまった。また、見積点検表に記載する見積金額の確認を怠ってしまった。</p> <p>（措置の対応状況等）<br/> 入札・契約関係等の書類の作成に当たっては、自動計算により算出された金額についても再度確認を行う。</p> <p>（再発防止策）<br/> 入札・契約関係等の書類について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。</p> <p>9（発生原因の検証結果）<br/> 当法人では、平成24年2月3日付け全国社会福祉施設経営協議会が示した、社会福祉法人モデル経理規程 細則12.「経理規程第55条に定める賞与引当金に関する細則」第1条（計上額）に基づき、翌会計期間に支給する賞与の額及び当該賞与にかかる法定福利費（当法人の負担額に限る）の合計額を見積り、賞与引当金を計上した。社会福祉法人会計において、賞与引当金の計上額について拠り所となる根拠は他に無かったため、この会計処理を採用した。</p> <p>（措置の対応状況等）<br/> 平成27年4月1日より社会福祉法人新会計基準による会計処理に移行し、賞与引当金については法定福利費を含めずに計上することとした。</p> <p>（再発防止策）<br/> 今後、社会福祉法人会計規則で判断し難い事例については、会計士等の判断を仰ぎ処理する。</p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>10 旅費の現金支払いの際に、旅行者の受領印が押印されていないものがあった。<br/>(はまなし寮)</p>  | <p>10 (発生原因の検証結果)<br/>旅費の現金支払いの際、受領した職員から旅費請求内訳書の受領印の欄に押印をもらうところであるが、切符の領収書の余白へ、現金受け取りのサインと押印をもらったことにより、旅費請求内訳書の受領印欄への押印を見落としてしまった。<br/>(措置の対応状況等)<br/>対象職員に事情を説明し、受領したことの確認を行ったうえで、旅費請求内訳書の受領印欄への押印を依頼し改善した。<br/>(再発防止策)<br/>領収書等がある場合であっても、証憑書類として残すに留め、受領印は必ず規程により定められた旅費請求内訳書の受領印欄へ押印することとする。</p> |
| <p>(意見)<br/>今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項3件については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されていなかったものであり、前回の監査結果が、事業団の事務改善に結び付かなかったことは、極めて遺憾である。<br/>事業団は多種多様な施設を各地域で運営していることから、経理等の統一的な指導を行うため内部監査を実施しているが、効果的な指導となるよう本部事務局が継続的に関与し、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。</p> | <p>今回の監査指導を受け、再発防止のための具体的な事務処理について、平成27年12月8日に開催した事務担当者会議の中で指導を行った。<br/>また、前回同様の指導を受けた施設に対しては、直接指導を行った。<br/>今後は、毎年実施している内部監査において継続的な指導を行っていく。</p>   |

|  |                     |   |
|--|---------------------|---|
| 監査対象団体   | 公益財団法人 山梨県林業公社      |   |
| 所管部(局)課  | 森林環境部 森林整備課         |   |
| 監査実施日  | 平成27年10月1日、2日 11月5日 |   |
|  | 監査の結果               | 講じた措置(又は今後の方針等)   |
| <p>(指導事項)<br/>1 奨励事業管理システム改修業務委託契約において、契約書に定められている管理技術者の通知及び情報セキュリティに関する責任を有する者を明らかにする書面がなかった。<br/><br/>2 平成26年4月分の公用車のガソリン代の支払において、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> |                     | <p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>契約時に内容確認が不十分であったため、失念してしまった。予備監査終了後、直ちに委託会社から未提出書類を徴して、再発防止対策を検討し当公社職員も含め指導・徹底した。今後は、契約内容を十分把握するとともに確認を確実に実行し、適正な事務処理を行う。<br/><br/>2 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>事業の切り替えや決算処理等の煩雑期に、職員内部のチェック体制が十分でなかったため、単価の違いや前年度期間のもの</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(1)平成25年度の未払金として扱われるべき、3月25日～28日に給油した102.93L分の代金について、4月分として支払われていた。</p> <p>(2)契約単価(税抜き)は、3月分:149.4円/L、4月分:151.4円/Lであるが、業者から3月分についても4月分の単価を適用して請求されていたが、請求どおり過大に支払われていた。</p> <p>(3)公用車のタイヤローテーションを行った際の料金を、業者からガソリン代として請求されていたが、全額、燃料費で支払われていた。</p> <p>3 公益財団法人山梨県林業公社役員等の報酬、手当及び費用に関する規程では、費用弁償として支給する旅費について、「山梨県職員旅費条例の例による。」とされているが、500円未満にあつては500円に、500円以上1,000円未満にあつては1,000円に、それぞれ切り上げて支給されており、平成26年度中に総額1,782円過大に支給されていた。</p> <p>4 財務諸表の会計区分については、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、「法人会計・公益目的事業会計等」とされているが、財務規程第4条第1項においては、「会社の会計は一般会計と特別会計とする」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。</p> <p>5 基本財産運用益(定期預金利息390円)が指定正味財産増減の部に計上され、一般正味財産への振替を行っているが、財務諸表に注記すべき項目とされている「指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳」が注記に記載されていなかった。</p> | <p>が含まれていることを認識せずに支払ってしまった。今後は物品等の納品及び伝票確認を2人体制で行い、支出命令書回議時にチェック表を用いて複数の職員による確認を行い確実な処理をする。平成26年度4月分のガソリン代については、以下のとおり処理を行った。</p> <p>(1)3月25～28日の分のガソリン代については、平成26年度事業に伴う林業公社分収林事業支援補助金の対象に該当しないため、全額を山梨県に返納した。</p> <p>(2)3月のガソリン代を単価149.4円/Lにて再計算し、過払い分については業者より1月13日に返金され戻入処理をした。</p> <p>(3)タイヤローテーションについては、確認不足により、そのまま燃料費にて支払ってしまった。今後は、同様の間違いがないよう確認を確実にし、適正な科目にて処理をする。</p> <p>3 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>役員の実費弁償については、公益財団法人に移行する準備のため、移行の約1年前に規程を変更する決議がなされており、移行時より適用とすることとなっていた。しかし、実費弁償の内容に変更がないとの認識のもとに、従来の規程により支給をしてしまい過払いとなっていた。過払い分については、役員から返金(12/21～25)された。過払い分については林業公社分収林事業支援補助金の対象となっているので、山梨県に返納した。今後は、規程に基づき適切な額により支給する。</p> <p>4 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>財務規程の会計区分の規定については、規程の変更時に確認が不足してしまった。会計基準の変更に沿うよう平成28年3月に開催する予定の理事会において規程の変更を行った。</p> <p>5 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>注記への記載項目に対する認識不足により、記載が漏れてしまった。今後は、指定正味財産から一般正味財産の振替時には、決算書の注記に「指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳」を記載する。</p> |
| <p>(意見)<br/>公社では、平成28年度末の廃止に向けて、当公社の改革プランに基づき、分収林の土地所</p>   | <p>土地所有者との変更契約については、平成28年2月末現在で総契約件数3,377件の</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>有者との間に、分収林管理の県への移管、分収割合の見直し及び契約期間の延長を内容とする変更契約の締結を進めており、平成 28 年 1 月末の実施済み件数は、総契約件数 3,377 件のうち 2,283 件(67.6%)となっている。公社として残された 1 年間余ですべての変更契約が締結できるよう、関係機関と協力し鋭意努力されたい。</p> <p>また、改革プランを実施した場合においても、公庫等からの借入金返済のための県補助金やこれまでの県貸付金の債権放棄等により 167 億円に及ぶ多額の県民負担が見込まれていることから、今後とも、改革プランを着実に実行し県民負担の抑制に努めるとともに、これまで公社が管理してきた分収林を、公社廃止時に県に円滑に移管できるよう準備を進められたい。</p> | <p>うち、2,304 件(68.2%)の契約を締結した。</p> <p>今後も、土地所有者との協議に誠意を持って臨み、改革プランが終わる平成 28 年度末には全ての契約を変更できるよう努力し債務の圧縮に努めるとともに、分収林を県に引き継ぐため、収穫対象林分の調査や境界確認及び境界不明箇所の新測量等に重点を置き、職員が一丸となって取り組んでいく。</p> |
|--|--|

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 監査対象団体  | 公益財団法人 小佐野記念財団  |   |
| 所管部(局)課 | 観光部 国際観光交流課   |   |
| 監査実施日   | 平成27年9月1日   |   |
|         | 監査の結果   | 講じた措置(又は今後の方針等)   |
| (指導事項)  | <p>財団事務処理規程第16条に定める事務局長専決事項の決裁について、同規程等には代決が可能な旨の規定がないにもかかわらず、事務局次長が代決しているものがあった。</p> | <p>(措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>財団事務処理規程第 17 条(代決)に、新たに第 2 項を設け、「事務局長が不在で急務を要するときは、事務局次長がその事務を代決することができる。」旨を規定した。この規程改正については、財団第 2 回理事会を開催し、平成 27 年 12 月 11 日付けで書面による決議を得ている。</p> <p>本指導事項は、財団事務局が事務処理規程を熟知していなかったことが原因であるため、今後は、事務に遺漏のないよう、同規程をよく理解して再発防止に努める。</p> |

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 監査対象団体  | 公益財団法人 山梨県子牛育成協会  |  |
| 所管部(局)課 | 農政部 畜産課   |  |
| 監査実施日   | 平成27年9月25日  |  |
|         | 監査の結果   | 講じた措置(又は今後の方針等)  |
| (指導事項)  | <p>1 貸借対照表・負債の部において、流動負債とすべき1年以内に支払期限が到来する賞与引当金が固定負債に計上されていた。</p> | <p>1 (発生原因の検証)</p> <p>賞与引当金は、平成24年の記載当初から固定負債と認識していたため、誤った事務処理を行っていた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>今年度決算において、賞与引当金は流動負債に修正した。</p> <p>(再発防止策)</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>2 私用車を利用した居所発着の旅行において、通勤調整が片道分しかなされておらず、旅費が過大に支給されているものがあつた。</p> | <p>今回の指導を踏まえ、会計原則に則つた処理を行うとともに、複数回に渡つて確認する体制を整え、再発防止に努める。</p> <p>2 (発生原因の検証)<br/>         発着場所を十分に確認せずに旅費を計算・支給したことによる事務処理ミスである。</p> <p>(措置の対応状況等)<br/>         過大支給については、年度内に返納の手続きを行った。</p> <p>(再発防止策)<br/>         複数人で再確認する体制を整え、発生防止に努める。</p> |
|---|--|

|   |  |                 |
|---|--|-----------------|
| 監査対象団体  | 公益財団法人 山梨県体育協会   |                 |
| 所管部(局)課   | 教育庁 スポーツ健康課、県土整備部 都市計画課(指定管理)  |                 |
| 監査実施日   | 平成27年9月14日、15日 10月22日  |                 |
|   | 監査の結果  | 講じた措置(又は今後の方針等) |
| <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>1 前回監査において、</p> <p>(1) 長期滞留未収金として、「体育史第3巻」の平成20年度販売分90,000円があつたこと</p> <p>(2) 貸借対照表に貯蔵品として計上している「体育史第3巻」(549冊、6,039,000円)について、発行から5年近くが経過している。販売できる見込みがなければ会計上除却し、平成25年度の決算では、貯蔵品として計上すべきではないことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「(1)引き続き冊子販売代金の回収に努めるが、未収金については、平成25年度末に損失処理する。(2)処理方針を検討し、指摘のとおり処理する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、これら指導事項に対する措置手続きがなされておらず、前回指導事項としたことが改善されていなかった。</p> <p>2 常勤役員の期末手当の額及び支給方法については、「(公財)山梨県体育協会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の第5条第3項において、「山梨県知事、副知事、公営</p> | <p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>         本協会設立80周年記念事業の一環として平成20年に「体育史第3巻」を1,000冊作成し、配布・販売をしたが、販売数が想定を下回り、549冊が残ってしまったことから前回監査の指摘を受け、除却することで決算処理を進めていたところ、本協会監事から、除却する前に有効活用する方策をまず検討すべきとの意見があり、活用方策を検討してきたが、有効な活用方策を見いだせないまま2年が経過してしまい、今回の指摘を受けたものである。</p> <p>既に県内の学校・図書館等385か所へ寄贈済みであり、残りについても年度末まで引き続き活用方策を検討し、最終的に残った分については、平成27年度末決算時に除却する。</p> <p>また、未収金についても、本協会監事から回収の努力を続けていくべきとの意見があり、回収のための努力を続けていたが、回収の見込みが立たないため、平成27年度末決算時に損失処理をする。</p> <p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等)<br/>         役員への期末手当は、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行する際の規程改正により、県の「山梨県知事、副知事、公営企</p> |                 |

|   |  |
|---|--|
| <p>企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定を準用する。」と定めており、その規定に基づき支給すべきであったが、山梨県職員給与条例等の規定を準用して支給したため、過払いとなっていた。</p> <p>(平成26年度 過払額 152,250円)</p> <p>3 前回監査において、緑が丘スポーツ公園の有料公園施設利用許可申請書の中に、申請日が利用日より後の日付のものがあったことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「利用の前に、利用許可申請書を提出してもらうよう徹底する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても同様の事案があり、前回指導事項としたことが改善されていなかった。(緑が丘スポーツ公園)</p> | <p>業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例」を準用することとしたが、移行業務で規程を全改正する中、職員全体に改正内容が浸透していなかったことから、従前どおり職員の例により支給してしまい、過払いとなっていたものである。</p> <p>よって、平成24年6月期から平成26年12月期までの期末手当が過払いとなっており、役員手当の財源は県からの補助金であることから、過払いとなった分については、県へ返還するとともに、被過払い対象者には返還を求める。</p> <p>今後は、根拠規程の確認を怠らないよう周知徹底するとともに、県条例を準用している規程については、県所管課と連携を図る中で改正情報の収集に努める。</p> <p>3 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>利用料金は本来前納であるが、国体強化練習等、継続して利用する団体には利用料金を1か月分まとめて後納することを認めている。後納する団体には、利用料金支払日に、利用が確定した内容の利用申請書を記載させていたことから指摘を受けたものであるが、指導内容に対する是正措置が、本協会内で徹底できなかったことから、今回の指摘を受けたものである。指摘を受けて以降は、他の利用者同様、事前に申請書を記載してもらっており、不適切な処理は生じていない。</p> |
| <p>(指導事項)</p> <p>1 平成26年度決算の貸借対照表において、特定資産に計上されている退職給付引当資産は定年退職の支給率等で積算され、固定負債に計上されている退職給付引当金は期末の自己都合退職の支給率で積算されていた。引当資産(特定資産)と引当金(負債)は、実態に応じて同額計上すべきであるが、22,658,161円の乖離があった。</p> <p>なお、退職給付引当資産において、平成26年度末決算時に286,000円が過大計上されていた。</p>   | <p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>退職給付引当金は、財務諸表の重要な会計方針として、注記で「期末退職給与の自己都合退職要支給額」と明記しており、相当額を計上している。</p> <p>退職給付引当資産については、退職給付引当金と同額を計上するとともに、一括採用者の定年退職を数年後に控えていること及び5年更新の指定管理者という本協会の特殊事情から、一括採用者の定年退職時に必要となる莫大な退職金の原資を少しでも平準化するための方策として、指定管理業務に携わる51歳以上の職員についてのみ、自己都合の率で積算した額と定年退職の率で積算した額の差額を、退職給付引当資産として合わせて余資の一部を積み立ててい</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>2 売店出店手数料(平成25年3月～平成27年3月分)の未収金339,480円について、督促管理が実施されていなかった。</p> <p>3 国民体育大会服装費補助金の実績報告書に添付された領収書の支払金額が9,000円不足していたにもかかわらず、交付決定した金額のまま補助金の額の確定をしているものがあつた。また、不足分の領収書の写しは後日提出されていたが、領収書の支払日が実績報告書の提出日よりも後の日付となっていた。</p> | <p>るものである。</p> <p>しかし、本協会の置かれた立場を考えると、次期指定管理更新時の公募で選定されなければ、平成30年度末で大半の職員を解雇せざるを得ない状況であること、また、51歳以上の職員であっても、定年前に退職する事例があることなどから、債務としては、期末の自己都合退職要支給額を計上することが実態に則しているものと考えられることから、平成27年度末決算時において、退職給付引当資産の積み増し分を減額し、退職給付引当金と同額を計上する。</p> <p>なお、過大計上となっている286,000円については、集計表の計算式の誤りにより二重計上となってしまったものであり、平成27年度末決算時の退職給付引当資産を計上する際には適正な額を計上するとともに、今後は、集計表の検算を徹底するなどして適正な額を計上していく。</p> <p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>小瀬スポーツ公園などで利用者サービスのため、業者との販売契約により売店を出店しているが、その売店出店業者からの売上手数料について、督促管理を怠っていたことから未収金となったものである。</p> <p>指摘を受けた後、未収となっている5社に対し、あらためて請求書を郵送または直接手渡して納付を依頼した。</p> <p>339,480円のうち、平成28年3月末現在で321,970円が回収済みであり、残り17,510円(1社)についても、引き続き回収に向け督促を続けていく。</p> <p>3 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>今回指摘を受けた補助対象となっている服装は、国体開会前に競技団体へ納品され、競技団体から業者への支払いも済んでいたが、実績報告書の提出が3月下旬となり、内容を確認したところ、業者からの請求額に対し、領収書(振込明細)の金額が9,000円不足していた。競技団体へ確認を要請したところ、業者への振込額を誤って9,000円少なく振り込んでいたことが判明した。事実確認に時間を要し、業者側もそれに気づいていなかったことから、不足額の支払いが年度内にできなかったが、納品書と請求額から債務は確定したものと判断し、領</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>4 小瀬スポーツ公園武道館及び陸上競技場に設置されているエレベーターのインターフォン用バッテリーの緊急修繕について、実際の作業の後に見積書を徴していた。</p>   | <p>収書不備のまま額の確定を行い、県への補助金実績報告書へも 9,000 円を含めて報告したものである。</p> <p>今後は、事務処理手順の見直しを含め、補助金交付要綱を厳守するよう努めるとともに、県補助金相当分 4,500 円(補助率 1/2)は県へ返還する。</p> <p>4 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>緊急修繕であったことから取り急ぎ修繕を依頼してしまい、書類が事後となってしまったものである。</p> <p>緊急であっても必ず事前に見積書を徴するよう徹底する。</p>   |
| <p><b>(意見)</b></p> <p>今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項 3 件中 2 件については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されていなかったものであり、前回の監査結果が、協会の事務改善に結び付かなかったことは、極めて遺憾である。</p> <p>協会は多数の施設を運営しており、管理すべき事務処理も多岐にわたるが、問題点への対応を放置せず、改善に向けて確認、指導のあり方を再検討し、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。</p> <p>また、県の条例を準用している期末手当について、規定の適用誤りによる過払いについて指摘した。協会からの経緯説明では、準用規定の改正状況の認識不足が一因であった。県の制度を準用するのであれば、県所管課との連携、連絡を密にして、制度の改正状況等の把握に努められたい。</p> | <p>職員一人ひとりが高いプロ意識を持ち、事務処理を適切に行うためのガバナンスを確立していくため、人材の育成、職員倫理の向上とコンプライアンスの徹底、内部チェック体制の強化に努める。</p> <p>なお、これまで事務局次長が兼務していた総務課長を、平成 27 年度からは専任で配置するとともに、総務課長を財務審査監とすることで、チェック体制の強化を図ったところであるが、今回の指摘を受け、職員の資質向上及び会計規程等に対する認識を深めるため、県が財務審査で使用しているチェック表を本協会においても導入し、チェック体制の更なる強化を図った。</p> <p>また、前例踏襲とならないよう、根拠規程等を必ず確認することを周知徹底するとともに、県条例を準用している規程については、県所管課と連携を図る中で改正情報の収集に努める。</p> |

|  |  |                 |
|--|--|-----------------|
| 監査対象団体   | 公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団   |                 |
| 所管部(局)課  | 福祉保健部 医務課  |                 |
| 監査実施日  | 平成27年9月24日   |                 |
|  | 監査の結果  | 講じた措置(又は今後の方針等) |
| <p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額で取得した場合、取得価額を貸借対照表価額とすることとされているが、基本財産100万円の利付国債(10年)購入において、取得価額ではなく債券価額を貸借対照表価額とし、債券価額と取得価額との差額を購入年度の雑収益として計上していた。</p> | <p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>公益法人会計基準について、認識が誤っていたため、財務諸表上にて誤った計上してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>監事等に会計制度について確認し、次年度以降は、債権の取得価額を貸借対照表価</p> |                 |

|   |   |
|---|---|
| <p>2 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。また、枚数の管理は行っていたが、金額の管理がされていなかった。</p> <p>3 受取会費・受取負担金・受取寄付金に係る現金収納金について、金融機関への預け入れなどの収納処理を行わず、そのまま手許現金として保管され、経常経費に支出されており、現金管理が適切ではなかった。</p> <p>4 経理規程第12条に補助簿として定められている正会員及び賛助会員の会費台帳が作成されていなかった。そのため、定款第41条の会員の資格喪失要件の一項目である「継続して1年以上会費を滞納したとき」に該当する対象者が、把握できない状況にあった。</p> | <p>額とし、差額については、償却原価法に基づいて処理を行う。</p> <p>(再発防止策)<br/>公益法人会計基準を見直し、次年度以降同様の事例が発生した際に、財務諸表上に適正な計上を行う。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)<br/>貸借対照表上の計上誤りについては、公益法人会計基準における認識が誤っていたことによる。また切手の管理については、受払簿等を具していなかったため、管理が不十分であった。</p> <p>(措置の対応状況等)<br/>切手受払簿を作成し、月締めで切手の管理を適正に行い、次年度以降は貸借対照表に資産として計上する。</p> <p>(再発防止策)<br/>作成した切手受払簿により、適正に切手の資産管理を行い、期末残高の確認を徹底する。</p> <p>3 (発生原因の検証結果)<br/>収納処理にかかる明確な規程がなかったことにより、従来からの慣習により現金管理をしていた。</p> <p>(措置の対応状況等)<br/>現行の経理規程を見直し、現金管理等の規程を改めて整備し、平成28年6月理事会で承認を得ることとした。</p> <p>(再発防止策)<br/>制定・整備した規程等に準じて、事務処理を行っていき、且つ、必要に応じて事務処理方法の見直し・相互点検等をはかっていく。</p> <p>4 (発生原因の検証結果)<br/>賛助会員等については、毎年会費納入する際に住所録等を整備していたが、規定に沿うような形での補助簿としての、整備ができておらず、それに関わり定款第41条の対象者を把握出来ない状態にあった。</p> <p>(措置の対応状況等)<br/>正会員及び賛助会員にかかる一連の規程類が現状の事務処理体制に見合っていないことも考慮し、県私学文書課とも協議した上で、会員等の管理を適正且つ円滑にできるよう、定款及び会員規程を改正し、平成</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>5 旅費規程において「出張命令を受けたものは、別に定められる様式により旅費を請求するものとする。」と規定されており、出張命令を前提に、旅費を請求することとなっているが、県内旅費については出張命令書、旅費請求書がないまま、県外旅費については出張命令書がないまま、旅費が支給されていた。</p> <p>6 利付国債(10年)で運用していた基本財産100万円が満期償還となり、利付国債(10年)で再運用しているが、入出金に伴う収入伺い及び支出伺いについて、起案・決裁がされていなかった。</p> <p>7 経理規程第8条において「この規定の施行に関する規則は、別にこれを定める」、第9条において「勘定科目は、これを貸借対照表勘定科目及び収支計算書勘定科目に区分し、その名称、ならびに内容については、別に定める。」と規定されているが、別途定めるべき規定が整備されていなかった。</p> <p>8 公印管理規程に適切な管理保管に関する具体的な方法についての規定が整備されておらず、公印は施錠されていない引き出しに保管されていた。</p> | <p>28年3月の理事会において承認を受けた。<br/>(再発防止策)<br/>今後は、改正した会員規程に基づき会費台帳を作成し、適正な事務処理を執行していく。</p> <p>5 (発生原因の検証結果)<br/>従来の旅費請求方法により、旅費の手続きを行っていたが、規程と様式・手続きの流れに齟齬が生じていたことに気づかなかった。<br/>(措置の対応状況等)<br/>旅費規程に定められている、県内・県外旅費における事務処理の流れを見直し、様式等を整備した。<br/>(再発防止策)<br/>今後の県内・県外旅費については、規程に沿って、出張命令・旅費請求書の届出を厳守する。</p> <p>6 (発生原因の検証結果)<br/>事務処理上の単純なミスによるものだったが、チェック体制があまく発見できなかった。<br/>(措置の対応状況等)<br/>平成27年度からの国債の再運用に関しては、適正な事務処理を行っている。<br/>(再発防止策)<br/>今後は、このようなミスが起こらないよう、チェック体制の強化を図る。</p> <p>7 (発生原因の検証結果)<br/>第8条における規定施行規則及び、勘定科目の名称、内容について整備されないまま、会計を行ってしまった。<br/>(措置の対応状況等)<br/>別に定めることとなっている、経理規程や勘定科目を整備し、経理規程等の見直しをはかった。<br/>(再発防止策)<br/>事業を適正に執行していく前提となる、規則・規程等は事務処理体制を見直す中で、今後も適正な管理を行っていく。</p> <p>8 (発生原因の検証結果)<br/>公印に触れることができる職員がごく限られていることから、規程が不十分のまま、管理保管を行ってしまっていた。</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成28年3月理事会にて公印管理規程の改正の承認を受け、適正な保管や、施錠できる場所への保管をすることを明記し、その規程通りの事務処理を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今回改正した公印管理規程に基づき公印を管理し、また、当該管理について定期的な相互チェックをはかるものとする。</p>   |
| <p><b>(意見)</b></p> <p>今回の監査において、現行の体制に合った事務処理方法が十分に確立されておらず、また、手許保管現金及び収納金の取扱いなど、事務管理に係る規程も十分に整備されていない状況が確認された。</p> <p>こうした現状を踏まえ、内部チェック機能及び相互牽制機能を高めるためには、各種規程の整備や、公益法人会計基準に基づく事務処理方法を早急に確立することが必要であり、規程の見直し及び事務処理体制の構築に向けて積極的に取り組まれない。</p> | <p>今回、多数の指摘を受けたことは意見のとおり、現行体制に見合った、事務処理方法や管理規定が不十分な状況下であったことによる。</p> <p>意見・指導事項をもとに、理事長を含む事務局内で、現状にあった規程類の整備や体制の整備に向けて、事務処理体制の確認・見直しを行い、指導事項の是正及び意見を参考とした。</p> <p>今後も事業を行う中で、引き続き、事務の取り組み方やチェック体制の見直しをはかるとともに、当財団に見合う事務処理方法を確立し、必要に応じて県所管課である医務課にも確認しながら、規則や体制等の見直しに着手していく。</p> |

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 監査対象団体  | 公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター |   |
| 所管部(局)課   | 福祉保健部 衛生薬務課            |   |
| 監査実施日   | 平成27年8月27日             |   |
|   | 監査の結果                  | 講じた措置(又は今後の方針等)   |
| <p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 平成20年改正の新公益法人会計基準において、財務諸表に注記しなければならない次の事項が記載されていなかった。</p> <p>(1) 補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高</p> <p>(2) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳</p> <p>2 郵便切手の期末保有残高が、貸借対照表に資産計上されていなかった。</p> |                        | <p>1 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>財務諸表に対する注記については、「補助金の内容並びに交付者、当期の増減額及び残高」、「指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳」を平成27年度決算から記載することとする。今後は、新公益法人会計基準に従い、適切な会計書類の作成に努める。</p> <p>2 (措置の対応状況及び再発防止策等)</p> <p>郵便切手の期末残高については、平成27年度決算から貸借対照表に資産として計上する。</p> |

|         |                 |  |
|---------|-----------------|--|
| 監査対象団体  | 株式会社 山梨食肉流通センター |  |
| 所管部(局)課 | 農政部 畜産課         |  |

| 監査実施日  | 平成27年9月2日 10月13日   |  |
|--|--|--|
| 監査の結果  | 講じた措置（又は今後の方針等）  |  |
| <p><b>（指導事項）</b></p> <p>1 収入印紙・切手の期末残高が、資産計上されていなかった。</p> <p>2 貸借対照表に同額計上されている、長期預り証券等と預り保証証券等については、取引保証金として定期預金証書等を預かっているものであるが、質権の設定がされていないものがあった。</p> <p>3 長期滞留未収金（1社 10,119,827円、8年経過）があるが、貸倒引当金として8,446,913円しか計上されておらず、繰入不足額が1,672,914円あった。</p> <p>4 調整手当について、手当の対象となる職務の範囲とその支払額に関する規定は整備されているものの、手当支給の根拠規定として不明瞭であった。</p> | <p>1（発生原因の検証結果）<br/>収入印紙・切手の資産計上についての誤った認識が原因<br/>（措置の対応状況等）<br/>計上方法を会計士に確認し、未計上だった資産については、平成27年度決算にて、是正を行う。<br/>（再発防止策）<br/>会計原則に則った、正しい処理を行うと共に、複数人で確認する体制を整える。</p> <p>2（発生原因の検証結果）<br/>長期預かり証券等に係る質権設定についての認識不足が原因<br/>（措置の対応状況等）<br/>取引先へ説明を行い、理解を得たうえで質権設定を行う。<br/>（再発防止策）<br/>新規契約に当たっては、預かり保証証券等について質権設定を行い適切に処理すると共に、複数人で確認する体制を整える。</p> <p>3（発生原因の検証結果）<br/>当該滞留未収金については、5年間で不足額を引き当てる計画としていたため、残りの2年分（平成27年度～平成28年度）が引き当て不足となっている。<br/>（措置の対応状況等）<br/>平成27年度に残高全額を計上する。<br/>（再発防止策）<br/>長期滞留債権が発生しないよう、日々の入金状況や取引状況の監視を行い、長期滞留債権の発生を防止する。</p> <p>4（発生原因の検証結果）<br/>特殊手当に関する規則に基づく支給であったが、根拠規定として不明瞭であった。<br/>（措置の対応状況等）<br/>調整手当について、中途採用、技量、年齢等を加味した基準の明確化を検討する。<br/>（再発防止策）<br/>手当等の規定を改定し、根拠を明瞭にする。</p> |  |
| <p><b>（意見）</b></p>   |  |  |

|  |  |
|--|--|
| <p>当社は、資本金が4億2千万円であり、税法上、大企業の扱いとなっているが、将来的な県民負担の軽減につながる可能性もあることから、中小企業税制を活用できるような規模まで無償減資することについて検討されたい。</p> | <p>中小企業税制を活用できるような規模まで無償減資することについて、出資者の理解が得られるか等を踏まえ、顧問会計士に相談しながら検討する。</p> |
|--|--|

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 監査対象団体  | 公益財団法人 山梨県青少年協会   |  |
| 所管部(局)課 | 教育庁 社会教育課、福祉保健部 子育て支援課(指定管理)  |  |
| 監査実施日   | 平成27年10月5日  | 11月5日  |
|         | 監査の結果   | 講じた措置(又は今後の方針等)  |
|         | <b>(指導事項)</b>   |  |
|         | <p>1 財務規程第6条に定める有価証券出納簿の整理・記録が、行われていなかった。</p>   | <p>1 (発生原因の検証結果)<br/>書類は作成済みであったが、認識不足で、事前監査時に示すことができなかった。<br/>(措置の対応状況等)<br/>職場内研修(協会事務局)を実施した。<br/>(再発防止策)<br/>継続して職場内研修(協会事務局)等により、職員教育を徹底する。</p>   |
|         | <p>2 貯蔵品の決算整理仕訳の振替伝票において、財務規程第70条に定める事務局長の決裁がなかった。また、貯蔵品の期末残高の計算において単価に誤りがあり、貯蔵品の期末残高が494円過大に計上されていた。</p> | <p>2 (発生原因の検証結果)<br/>決済を受けたものと錯誤してしまったことによる。また、期末残高については、各会社の請求書が税抜き、税込と記載が分かれていたため、すべての単価に消費税をかけてしまったことによる。<br/>(措置の対応状況等)<br/>決算整理仕分けの振替伝票については決済済みである。また、貯蔵品の期末残高については、正確な残高に修正済みである。<br/>(再発防止策)<br/>チェック機能を強化し、単純ミスを防ぐ。</p> |
|         | <p>3 売店委託販売の預り金において、<br/>(1) 消耗品費として処理すべき金額を、預り金の支払として処理したため、期末残高が468,382円不足していた。</p>                     | <p>3<br/>(1) (発生原因の検証結果)<br/>請求書の一部に消耗品費で処理すべき項目があったが、全額が預り金と錯誤し処理したことによる。<br/>(措置の対応状況等)<br/>不足分については、雑損として処理済みである。<br/>(再発防止策)<br/>ミュージアムショップ支払い状況表を、預かり金と消耗品費の2段に分け、改善し、過不足を防ぐ。</p>   |
|         | <p>(2) 平成25年度から繰り越された金額のうち134,441円が、平成26年度末においても期末</p>  | <p>(2) (発生原因の検証結果)<br/>平成 25 年度中から請求のない会社があ</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>残高として残っていた。</p> <p>4 財務諸表に対する注記では、退職給付引当金の計上基準について「期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額から独立行政法人勤労者退職金共済機構への掛け金の期末評価額を控除した金額の100%を計上している。」と記載しているが、退職給付引当金の期末残高について、当該引当金の計上基準に基づき計算した金額よりも、11,506,572円過大に計上されていた。</p> <p>5 防犯カメラ設置業務契約の請書において、支払い条件は「請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。」としているが、支払が2ヶ月半遅延していた。</p> <p>6 参加者負担金について、負担金ではなく、旅費交通費として支給していた。</p> <p>7 職員給与から控除している社会保険料の残高が、納付すべき額と相違していた。</p> | <p>り、催促をしたが、請求されなかった。<br/>(措置の対応状況等)<br/>再度請求を催促し、すでに支払い済みである。<br/>(再発防止策)<br/>委託販売先に周知を図り、速やかな請求を促す。</p> <p>4 (発生原因の検証結果)<br/>引当金は当年度だけでなく、数年で必要額に達することになっていたが、注記の記載を誤ってしまった。<br/>(措置の対応状況等)<br/>平成27年度末において、100%とする。<br/>(再発防止策)<br/>指導どおり、100%を超えないよう徹底する。</p> <p>5 (発生原因の検証結果)<br/>請求書を確認してからの支払い事務への引き渡しが速やかに移行できなかったことによる。<br/>(措置の対応状況等)<br/>職員の事務取扱研修(各施設の事務担当)を実施した。<br/>(再発防止策)<br/>継続して事務取扱研修(各施設の事務担当)を実施し、徹底を図る。</p> <p>6 (発生原因の検証結果)<br/>負担金は事前の振込が原則となっていたが、本人がその場で支払った負担金は旅費請求書と同時に請求されるため、科目を分ける必要はないと判断し、旅費科目のまま処理していた。<br/>(措置の対応状況等)<br/>指導どおり、旅費と負担金を分けて処理した。<br/>(再発防止策)<br/>継続して職場内研修(協会事務局)等により、徹底を図る。</p> <p>7 (発生原因の検証結果)<br/>平成23年4月より、公益法人会計となり、新しい会計システムになり、その際社会保険料の預り分を10円不足して計上してしまったことによる。<br/>(措置の対応状況等)</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>指導どおり、不足分については、雑損として処理済みである。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>預り金とチェックを毎月行うことにより、相違を防ぐ。</p> |
|--|---|

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 監査対象団体  | 一般社団法人 山梨県医師会   |   |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 医務課   |   |
| 監査実施日   | 平成27年10月19日   |   |
|         | 監査の結果   | 講じた措置(又は今後の方針等)   |
| (指導事項)  | <p>平成26年度山梨県医療提供体制づくり等交付金事業実績報告書において、補助金交付要綱第4条に規定する交付対象経費とならない衛星携帯電話(備品)購入費378,000円を救急災害医療の需用費として計上していたため、128,284円過大に交付を受けていた。</p> | <p>(発生原因の検証結果)</p> <p>事務上の単純ミスにより誤って交付対象経費とはならない備品を需用費に計上してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>速やかに、平成26年度実績報告書を修正の上、県所管課あてに再提出し、過大交付を受けていた、128,284円については、県の指示に従い返還済である。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後はこのようなことがないように、入念な確認を行うため、複数人でのチェック体制を整備し、再発防止に努めていく。</p> |

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 監査対象団体  | 山梨県農業会議   |  |
| 所管部(局)課 | 農政部 農政総務課   |  |
| 監査実施日   | 平成27年10月19日   |  |
|         | 監査の結果   | 講じた措置(又は今後の方針等)  |
| (指導事項)  | <p>農業会議費補助金等の補助対象経費である、山梨県農業会議議員に対する費用弁償について、その支給方法は、山梨県農業会議議員報酬及び費用弁償規程第4条において、「山梨県条例」付属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の例による。」と規定され、「旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算し、車賃は、全路程を通算して計算する。」とされているが、対象者の住居地の合併前の旧市町村の市役所及び役場から、会場までの直線距離で行われており、支給額に誤りがあった。</p> | <p>(発生原因の検証結果)</p> <p>対象者の居住地の合併前の旧市町村の市役所及び役場から、会場までの直線距離を県所管課との確認をせずにそのまま適用してきた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>山梨県条例の例に従い、車賃は全路程を通算した計算に見直し、支給額を改めた。(H27.11月支給から実施)</p> <p>(再発防止策)</p> <p>対象者の旅費を算出する時点(会議員の変更時を含む)で県所管課と内容の確認を徹底することとした。</p> |

|         |             |  |
|---------|-------------|--|
| 監査対象団体  | 社会福祉法人 蒼溪会  |  |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 障害福祉課 |  |

|  |  |                 |
|--|--|-----------------|
| 監 査 実 施 日  | 平成27年9月29日   |                 |
|  | 監査の結果  | 講じた措置（又は今後の方針等） |
| <b>（指導事項）</b>                                    |  |                 |
| 講師料について、所得税として10.21%を控除すべきところ10%しか控除していないものがあった。 | <p>（発生原因の検証結果）<br/>所得税について確認不足だった。</p> <p>（措置の対応状況等）<br/>平成27年11月2日、差額の768円を甲府税務署に納付した。<br/>正）1回15,000円×0.21% 32円×24回<br/>=768円（H25.1～H26.12 毎月1回 計24回）</p> <p>（再発防止策）<br/>講師等への支払いの際に、所得税等について留意する。</p> |                 |

|  |  |                 |
|--|--|-----------------|
| 監 査 対 象 団 体  | 合同会社 富士川・切り絵の森   |                 |
| 所管部（局）課  | 観光部 観光企画課、県土整備部 都市計画課  |                 |
| 監 査 実 施 日  | 平成27年10月6日   |                 |
|  | 監査の結果  | 講じた措置（又は今後の方針等） |
| <b>（指導事項）</b>  |  |                 |
| 1 施設・設備の保守点検業務等委託契約書、請書3件について、契約解除のための暴力団排除条項の記載がなかった。                           | <p>1（発生原因の検証結果）<br/>当該事項の重要性についての認識不足が起因している。</p> <p>（措置の対応状況等）<br/>1. 遊具施設保守点検業務委託（請書）<br/>平成27年11月1日付で業務受託者である株式会社ロードが請書の変更を行い、新たに暴力団排除に関する契約解除条項を加えた。<br/>2. 自家用電気工作物の保安管理業務委託<br/>平成27年11月1日付で業務受託者である一般財団法人関東電気保安協会との間で変更契約を取り交わし、新たに暴力団排除に関する契約解除条項を加えた。<br/>3. 消防用設備等保守点検業務委託<br/>平成27年11月1日付で業務受託者である有限会社山梨消防防災センターとの間で変更契約を取り交わし、新たに暴力団排除に関する契約解除条項を加えた。</p> <p>（再発防止策）<br/>社員研修などにより、今後の契約については万全を期していく。</p> |                 |
| 2 指定管理者としての受託事業において、経費支出の際に起案されている「支出伺・支出決議書」に代表社員及び事務局長の決裁がないまま支出されているものが複数あった。 | <p>2（発生原因の検証結果）<br/>限られた資源（人材・資金等）を効率的に活用し、最大限の効果を出すことを目標に運営してきたが、その過程において代表</p>   |                 |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>社員及び事務局長の不在時に急を要する、しかも重要な判断を必要としない経費について担当者の判断により支出してしまったもの。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>代表社員及び事務局長の決裁がないままに支出された経費について、改めて代表社員及び事務局長がその事実関係と正当性を確認したうえで処理した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>当該指導事項は、事務処理を行う上であってはならない基本的事項であり、社員研修などを通じその再発防止を徹底する。</p> |
|--|---|

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 監査対象団体  | 富士観光開発・富士グリーンテックグループ                                   |  |
| 所管部(局)課 | 県土整備部 都市計画課  |  |
| 監査実施日   | 平成27年10月7日   |  |
|         | 監査の結果  | 講じた措置(又は今後の方針等)  |
| (指導事項)  | <p>イベント出演に対する報酬料金と併せて支払った交通費について、所得税の源泉徴収をしていなかった。</p> | <p>(発生原因の検証結果)</p> <p>今回は、イベントに対する人件費のみ源泉徴収を行い、交通費については、今まで当社経理部においても当社イベントについて源泉徴収を行っていなかったため、曽根丘陵公園イベントも同じ処理を行った。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>税務署に確認後、本人が納付した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後については人件費・交通費あわせて一括で源泉徴収を行うこととし、このような事がないように注意する。</p> |